

報告第 10 号

令和 6 年度豊川市一般会計予算の事故繰越しに係る繰越しについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 3 項ただし書の規定に基づき、令和 6 年度豊川市一般会計予算の事故繰越しに係る繰越しをしたので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 150 条第 3 項において準用する同令第 146 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

令和6年度豊川市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	事業完了(予定)	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度繰越額	既 収 入 特定財源	左の財源内訳					一般財源	明 説
					支出済額	支出未済額				国庫支出金	県支出金	地方債	その他			
8 土木費	6 住宅費	移転事業費	令和7年4月	1,075,349	0	1,075,349	0	1,075,349	0	0	0	0	1,075,349	萩住宅敷地分・合筆登記委託については、当初3月中に完了する予定であったが、登記申請事務の直前において該当する道路と宅地部分の筆界に疑義が生じたため、急遽の見直しが必要となったことで登記申請の提出が3月末日に延引し、登記完了日に遅延が生じることになったため繰越したくなったもの。		